

答申第148号

令和6年(2024年)7月1日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 米 田 雅 宏



札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第2号の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年5月10日付け札幌介保第510号をもって諮問のありました下記の件について、
裏面のとおり答申します。

記

介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、審議会において特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号）第10に定める適合性及び妥当性の観点から第三者点検を実施したところ、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるため、審議会として妥当であると判断します。

なお、業務の効率化のため外部委託を行うと、個人情報の取扱いの範囲は拡大していくことから、基本的な方針を策定してそれを遵守させるという従来型の当然の保護措置に加えて、不正なログインや不適切な操作が行われた場合にはこれを自動的に検知し速やかに所管課に警告されるといったようなシステムの・技術的な監視体制の構築について、負担面も考慮しつつ、札幌市の情報セキュリティにおける個人情報の管理上の課題として、中長期的に検討していただくよう付言します。